

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

☝ 保険料を贈与して納税資金を準備しよう

Q：将来の相続税を考えると払えるかどうか心配です。何かよい対策はないでしょうか。

A：相続対策のひとつに生命保険の活用があります。ことに納税資金対策としては有効です。

一つの方法として親が子に保険料を贈与して子が親に保険を掛ける方法があります。手順は次のとおりです。

- ①親は子供に保険料相当額の金銭を振込みで贈与する（贈与事実の証明のため）
- ②子供は親を被保険者にして保険に入る
- ③子供の預金口座から保険料は自動引落しにする

④保険料（贈与額）が年間60万円を超えるときは、贈与税の申告をする

これは保険料負担者と受取人が同じ人ですので、相続が起こった場合、保険金は相続税ではなく、所得税（一時所得）の対象となります。一時所得は所得税の中では大変軽減されているのです。所得額から50万円が控除され、さらに二分の一として他の所得と総合されますので、税額は随分少なくて済みます。

生前贈与で確実に節税をして、納税資金を確保してください。

